2　前項の届け出が行なわれない場合において、ＮＨＫが公共機関への調査等により受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、ＮＨＫは、当該受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、ＮＨＫは、当該受信契約者にその旨を通知するものとする。	2　前項の届け出が行なわれない場合において、ＮＨＫが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、ＮＨＫは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、ＮＨＫは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。
3　受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。	3　放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。
（受信契約の解約） 第９条　受信契約者が受信機を廃止すること、ＮＨＫの配信の受信を終了すること等により、受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。 ⑴　受信契約者の氏名および住所 ⑵　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 ⑶　事業所等世帯以外において受信機を設置していた場合は受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数 ⑷　事業所等世帯以外においてＮＨＫの配信の受信を開始していた場合は受信契約を要しないこととなる通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数 ⑸　受信契約を要しないこととなった事由	（放送受信契約の解約） 第９条　放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。 ⑴　放送受信契約者の氏名および住所 ⑵　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 ⑶　受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数 （新設） ⑷　放送受信契約を要しないこととなった事由
2　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。	2　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。
3　ＮＨＫは、第１項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、受信契約は解約されないものとすることができる。	3　ＮＨＫは、第１項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。
（受信料の免除） 第10条　放送法第64条第４項の規定に基づき、免除基準に該当する受信契約については、申請により、受信料を免除する。ただし、災害被災者の受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。 2　前項本文による免除の申請をしようとする者は、次の事項を記載した受信料免除の申請書に免除を受けようとする理由の証明書を添えて、放送局に提出しなければならない。この場合において、事業所契約については、受信機および通信端末機器の設置場所の見取図を添えるものとする。 ⑴　免除を受けようとする理由 ⑵　受信契約の種別 ⑶　受信機設置の場所 ⑷　事業所契約については、受信機の数 ⑸　事業所契約については、通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数	（放送受信料の免除） 第10条　放送法第64条第２項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。 2　前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。
3　第１項本文により、受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。	3　第１項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。
4　ＮＨＫは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第２項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第１項本文により受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。	4　ＮＨＫは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第２項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第１項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。